

少子化時代における家計収入・住居面積と結婚・出生率関係の考察

佐藤 晴彦

はじめに

1章 少子化回復と住宅環境支援にまつわる先行

研究

第1節 金融支援

第2節 居住物件支援の内容

【子育てを重視した住宅・職住近隣住宅】

【子どもの居場所、地域における遊び場の確

保、子どもを取り巻く環境】

【子育てに必要な社会的資源、子育て居住の

外部化】

第3節 子育ての住居環境支援の課題点と本研

究のねらい

2章 所得や住居の広さが結婚率、出生率に与え

る影響とそれらの比較

―データをを用いた実証分析―

1節 就業体制の違い、所得階級が、結婚・出

生率に与える影響

2節 金融支援が出生率に与える影響と支援額

に向けた考察

3節 床面積毎の出生率の分析

結論

はじめに

わが国の社会保障、特に公的年金給付負担、公的医療保険給付負担は年々増加傾向を呈しており、制度の改革や少子化対策が求められている。合計特殊出生率を見ると、二〇〇五年には一・二六、二〇一九年には一・四二を示した（厚生労働省）、この推移の程度では、増加しつつある社会保障負担額を支払う財源には到底なり得なく、社会保障制度の存続が危ぶまれている。合計特殊出生率を欧米諸国と比較してもなお低い数値である。

夫婦の側から出産意図を見ると、多くの夫婦は、二人目までは子どもを持つとうとするが、三人目以上はためらっているケースが多い。その理由に、三人以上になると経済的な負担が重くなることが挙げられる。この負担には、（結婚する場合や子どもが増えたとき）出産・育児費用や教育費が重くなるだけでなく、マンション・戸建ての購入、より広い間取りに引越す場合のローンや賃貸もケースによっては関わっていると思われる。

少子化にかかわる研究の多くは、出産・育児費用、教育費などの費用、ワーク・ライフ・バランス、性・ジェンダーなど夫と妻の関係、子育ての在り方に、その他近年では結婚率に注がれている。

合計特殊出生率（女性一人が産む子ども数の平均）が近年上昇しえなかったのは、都心部においては、一つ一つの対策が有効であっても、それらの有効性が総合的に発揮されなかったからである（兼清、二〇〇五、山口、二〇〇六、佐々井、二〇〇七、佐藤^①、二〇一八、二〇一九）。

ここで疑問に思えてならない事の一つが、夫と妻の共有スペース、親と子育てのスペースについての研究は主要で

はなかったということである。

少子化研究を見渡すと、夫婦が出産や子育てのためにどの程度のスペースが必要か、そのスペースが出産数に与える影響については、表立って論じられてはこなかったが、「住宅問題」が背景にあることは、しばしば指摘されている（浅見、他、二〇〇〇、所、二〇〇七、横村、二〇一〇、定行、二〇一七）。

居住支援にまつわる政府支援を見てみると、直接住宅物件を供給する支援事例は少なく、むしろ金融支援に偏っているように思われる。少子化対策として結婚率や出生率を上げるためにダイレクトな影響を期待するならば、金融支援は直接住宅物件を供給する支援より効果が薄いように思われる。以下これにまつわる先行研究をサーベイし、次に、これらの動向を求め、金融支援と直接的な物件提供でどちらが効果的かを、厚生労働省提供のデータから事実を確かめてみよう（巻末の「データ資料」参照）。

1章 少子化回復と住宅環境支援にまつわる先行研究

一所（二〇〇七）によると、「住まい・（まち、づくり）」に関しては、「少子化対策」全体の中では、社会サービスやワーク・ライフ・バランスの施策と比べて重要な領域として位置づけられてきたとは言いがたく、目新しい取り組みが次々と提案されてきたわけではない。そこには、いくつかの問題が存在する。

第1節 金融支援

いくつかの問題を二つに分けると、一つ目は、子育て世帯に対する支援策としては、まず児童手当や保育サービス

などのいわばフローが中心であり、ストック（住宅）を提供する支援は取り扱いが小さかったこと。二つ目は、住まいをめぐる問題背景としての「多様化する子育て層」への支援認識が十分とは言えない点である。特に、フルタイムの共働き世帯が念頭に置かれるようなケースが多いが、それ以外の労働市場から排除されている層や特定の家族モデルに当てはまらない世帯（たとえば、ニートやフリーターの世帯）については考慮に入れていない^③、という。

すなわち、十分な居住物件に住んでいない層への認識が不十分であり、かつ、支援方法はストック（住宅物件）の提供というよりは、フロー（児童手当や保育サービスなど）を主要な支援として行ってきたということである。

第2節 居住物件支援の内容

物件提供が効果的である例として、地方（東京では三宅村、神奈川県では三浦市《五・四万人》が挙げられる。ここでは若いカップルを呼び寄せるために住宅の提供を公表し、その結果として公募に応じた若者夫婦の例が知られている。この例は、物件提供をまず案内し、同時又は後から金融支援を行う例である。これは二例にすぎないが、このようなやり方は効果的であると思われる。

【子育てを重視した住宅・職住近隣住宅】

増井（二〇一六）によると、ヨーロッパの住宅政策をわが国と比べると、共にどちらとも住宅供給と家賃補助に分けられるが、わが国では、後者の場合対象者がかなり絞られるという。第1節で挙げた「多様化する子育て層」に対し、物件にまつわる民間企業の取組みを見てみよう。その動向には、一九九五年にキッズルームを持つ集合住宅、キッズマンションが分譲され、二〇〇四年には、マンションの評価基準を設け認定する事業をスタートさせる企業が現れる

など、子育てを重視した住宅が増え、子育て世帯にも認知度が高まった動向があると言える（定行、二〇一八）。

横村（二〇一〇）は、さらに子どもを持つ親は、物件の提供を直接望むが、住宅の広さを望むよりも、①職住近接を望む傾向があること、②子どもの視点からのアプローチが必要であるということ、③そして、そのようなまちづくりを推進すべきだと言っている⁵⁾。

すなわち、①職住近接について、子育て世代には、交通手段・アクセス（駅への近さ、通勤時間）、近くに保育施設（認可保育施設、認可外保育施設、子育て支援施設）があることが大きく関わるという。

【子どもの居場所、地域における遊び場の確保、子どもを取り巻く環境】

②について、少子化対策は「住まい・まちづくり」の領域において様々な施策が提案されている。しかし、この数年は、繰り返し同じような施策が提案されていたという反省から、「子育て支援の住まい・まちづくり」の現状や課題について明らかにし、これらを通じて、子ども・子育て家族の生活の幸福度向上のためのヒントを抽出し、新たな「制度・政策の整備」と「新たな技術開発」へとつなげることが求められている。特に、下記の点の検証が必要であるという。

子どもを取り巻く生活環境を子どもの視点から把握し、「子育て支援」の中で、当事者である子ども自身のことについて、どれだけの理解が進んでいるかが問われなければならない。

- i) 子どもの「居場所」、ハードとしての「住宅」の問題、
- ii) 地域における遊び場の問題

などを取り上げることが必要である（横村、二〇一〇）。

現状では、認定こども園制度の改善により、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ、財政措置を「施設型給付」に一本化した（定行、二〇一八）、としている。

③の「そのようなまちづくりの推進」について、子育てを行っている世帯と子どもを取り巻く状況に焦点を当てるべきだという。子どもの生活は、親の生活状況・ライフサイクルに左右される。子育て中の家族の働き方、家族のたち、家計の状況などの変化に注目する必要がある（榎村、二〇一〇）、という。

現状では、高齢者・子育て世帯などが親族世帯と支えやすい近居割・近居割WIDEといった制度も創設されている（定行、二〇一八）。

【子育てに必要な社会的資源、子育て居住の外部化】

さらに、子育てに必要な社会資源（保育所、小児科などの医療機関）についての地域格差の問題、また、企業の福利厚生（社宅・住宅手当など）の問題も重要なテーマである（定行、二〇一八）。

そもそも「子育て支援」「まちづくり」は、少子化の動向とは関係なく「子や家族の福祉」の視点から行われるべきものであり、子育て中の家族を取り巻く生活環境全体を捉えた議論が求められている（定行、二〇一八）。

上記に関し、定行（二〇一八）・榎村（二〇一〇）は、この少子化時代に、子どもを持つ世帯の住宅の動向は、子育てにおける居住に関しては外部化が進んでいる観点から捉えた。

東京都など大都市圏では、保育所に入れない待機児童が顕著であるが、この待機児童問題に対応して、保育所の新設も進められ、二〇一五年に施行された子ども・子育て新制度に基づき、三歳未満児の保育ニーズに対応すべく、小

規模保育、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、企業主導型保育など、多様な保育事業が創設されている（定行、二〇一八）。

第3節 子育ての住居環境支援の課題点と本研究のねらい

住居環境支援に向けた先行研究から、これまでの児童手当や子育て世帯に対する支援策は金融支援などフローが中心であり、住宅物件を直接提供する支援は小さかったことが確認された（定行、二〇一八）。

上記では、住まいをめぐる問題背景として、「多様化する子育て層」への支援認識が十分とは言えない点を挙げた。これについて特に、フルタイムの共働き世帯が念頭に置かれるようなケースが多いが、それ以外の労働市場から排除されている層や特定の家族モデルに当てはまらない世帯（たとえば、ニートやフリーターなどの世帯）については考慮に入れていない（所、二〇〇七）ということであった。

「多様化する子育て層」にまつわる居住の動向は、キッズルームを持つ集合住宅、キッズマンションの分譲など、子育てを重視した住宅が増えたということである（定行、二〇一八）。

さらに子どもを持つ親は、物件の提供を直接望むが、住宅の広さを望むよりも、職住近接の住居を望み、子どもの視点からの居場所や地域の遊び場が必要であるということ、また、そのようなまちづくりを推進すべきである（横村、二〇一〇）と言う。

加えて、子どもを持つ住宅スペースの支援の動向には、外部化が進んでおり、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、企業主導型保育など、多様な保育事業が創設されている（定行、二〇一八）、という。

本研究では、

- a) 住まいをめぐる少子化対策として、ニートやフリーターの世帯については考慮されてこなかったという事実から、①結婚率は非正規社員より正規社員の方が高いのかについて、年齢階級別、子ども数階級別に分析を行う。ならびに②結婚率、出生率について、所得階級別に分析する。
- b) ここでは、公的支援の詳細を記述せずに、低所得者から高所得者に向けて出生率がどの程度違っているのかをデータから確認することにより、金融支援がどの程度役立つのかを考察する。
- c) 冒頭(はじめに)に挙げたように、少子化の原因に「住宅問題」が背景にあることは、しばしば指摘されてきた。このことから、子ども数別、床面積階級ごとの出生率・非出生率を分析し結果を見る。
- d) 金融支援と物的支援(物件供給)を行うと仮定した場合、各々どのような効果となるのかを所得の高さ、居住の広さから考察する。
- e) 残された点を本研究に続く課題点と以後の研究で進めたい。その課題点とは、(親の立場からの課題点として) 職住近接要望問題(交通手段・アクセスと居住の関連)、(子の立場から) 子どもの「居場所」、ハードとしての「住宅」、地域における遊び場の問題、「子育て支援」のための「まちづくり」として社会資源(保育所、小児科などの医療機関)の有無、子育て居住の外部化としての小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、事業所内保育、企業主導型保育など、多様な保育事業の創設についての研究である。

2章 所得や住居の広さが結婚率、出生率に与える影響とそれらの比較

—— データを用いた実証分析 ——

2章では、まず、利用したデータについて説明し、続いて、所得や住居の広さが結婚・出生率に与える影響(1節)、

金融支援が出生率に与える影響(2節)、床面積毎の出生率の分析(3節)を図中心に説明する。

【利用したデータについて】

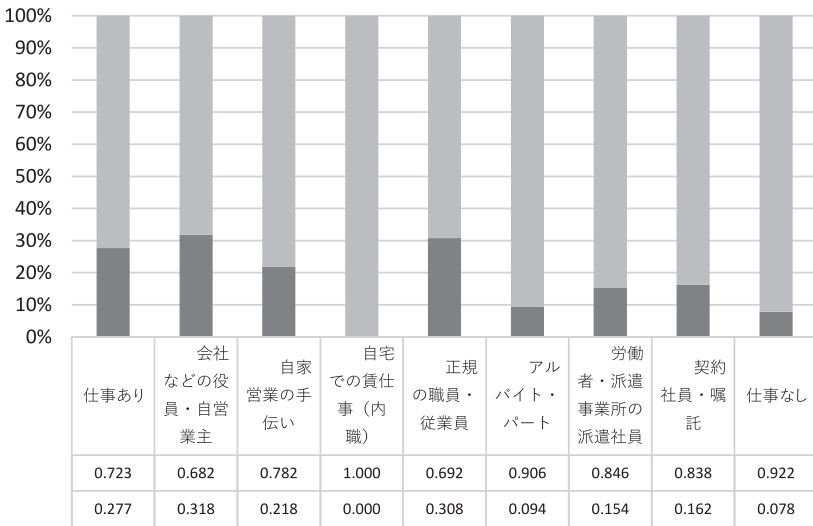
本研究は、厚生労働省政策統括官(二〇二〇)のデータを用いて分析する。そのデータの詳細は巻末に「データ資料」として掲載した。

1節 就業体制の違い、所得階級が、結婚・出生率に与える影響

図1より、平成二四年より平成三〇年までの、就業の種別結婚率を比較すると、正規社員・会社などの役員・自営業主の結婚率は比較的高く(〇・三〇八、〇・三一八)、非正規社員(アルバイト・パート、派遣社員、契約社員など)、「仕事なし」では低くなっており、「内職」は極めて悪い。

この図から、正規社員などの結婚率は比較的高く、非正規社員などは低いことが分かる。これら二つを、

図1 男子独身者、就業別、この6年間(H24~H30)の結婚状況



■ 結婚した/総数 ■ 結婚していない/総数

出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

年齢階級別（二一～二五歳、二六～三〇歳、三一～三五歳）に比較してみると（図2）、両方とも多少の違いはあるが、（晩婚化といえどもこのデータでは）二一～二五歳までは高く、二六～三〇歳、三一～三五歳と年齢が上がるにつれて結婚率は低くなっている。

2節 金融支援が出生率に与える影響と支援額に向けた考察

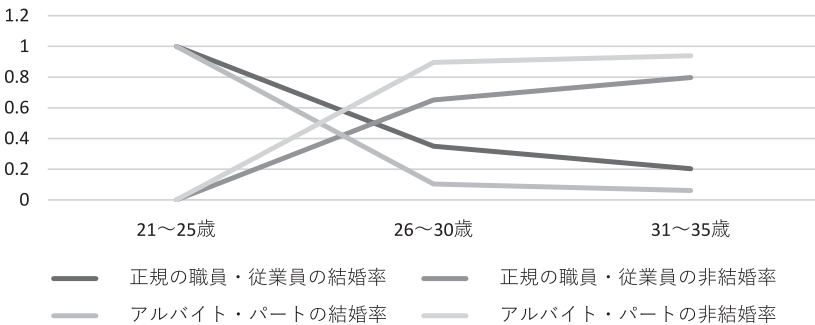
次に金融効果を探るために所得階級別（一〇〇万円から一〇〇万円間隔）に結婚率・未婚率を見よう（図3）。ここでは、実際の金融効果について分析したものではなく、所得階級別にどの程度の出生率になっているのかを基に、金融支援の効果を推定にとどめるものである。

「五〇〇万円以上」階級まで、所得階級が上がるにつれて、結婚率が相対的に少しずつ上がっていることが分かる。

結婚率を年齢階級別・所得階級別に考察すると（図4）、二六～三〇歳と三一～三五歳では所得が上がるにつれて高くなっている。そして、年齢階級だけに注目すると、三一～三五歳よりは二六～三〇歳で高くなっている。

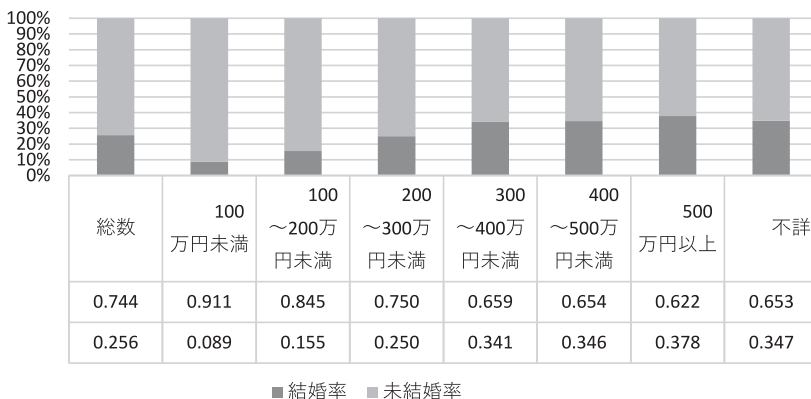
この図から未婚率を考察する（未婚率＝1－結婚率）から考察）と、

図2 男子21歳から5歳ごとに見た就業形態別結婚状況



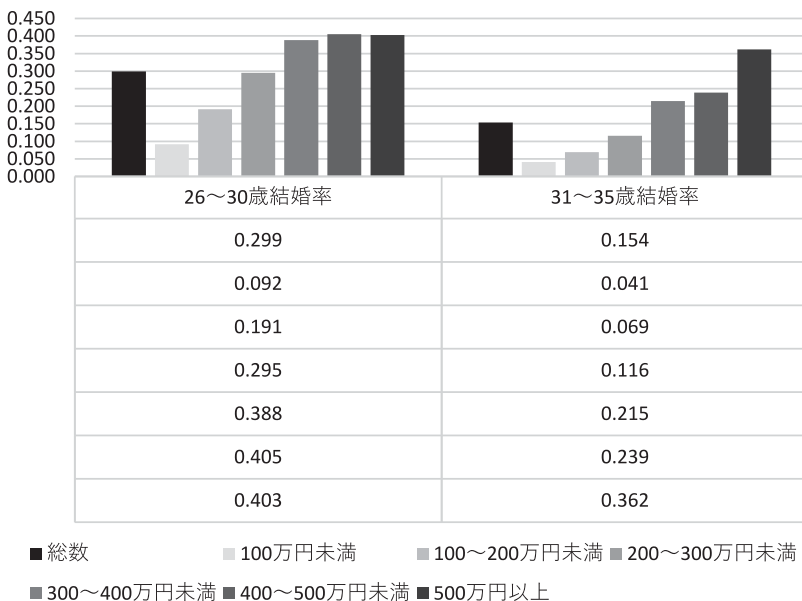
出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

図3 独身者、所得階級別結婚率・未婚率



出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成.

図4 独身者、男子年齢階級・所得額階級別結婚状況

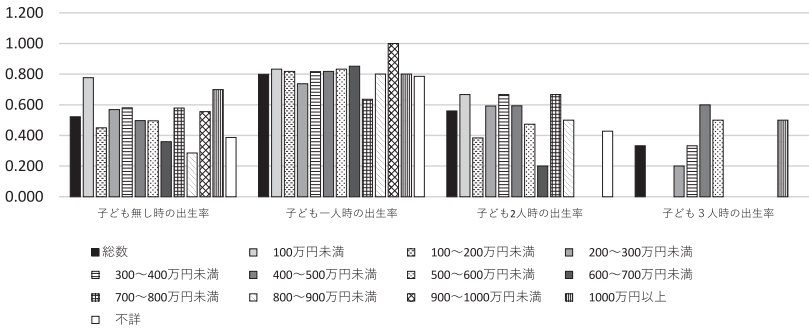


出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成.

二六～三〇歳と三一～三五歳階級で、ともに所得階級の上昇とともに未婚率は下がっており、年齢階級では、二六～三〇歳よりは三一～三五歳で高い傾向を示すことが分かる。

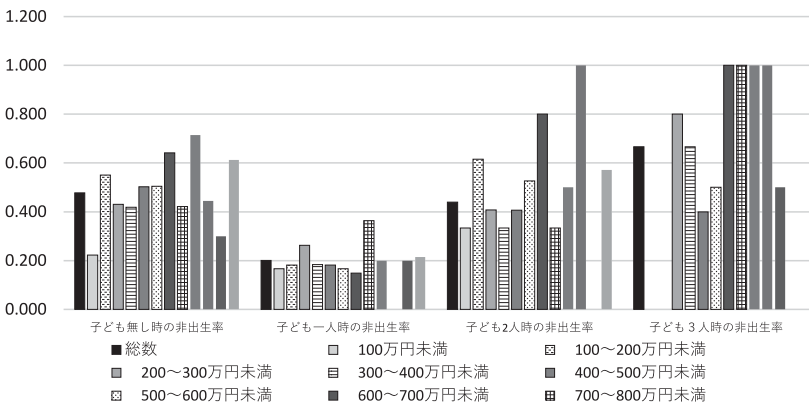
図5は、調査時に何人子どもがいるのか、その同居子ども数ごとに、夫の所得が「一〇〇万円未満」「一〇〇～二〇〇万円」・・・、「一〇〇〇万円以上」階級別に出産があったのかどうか、その割合を示した図である。

図5 夫の所得階級別・同居子ども数別出生率



出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

図6 夫の所得階級別・同居子ども数別非出生率



出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

夫の所得階級が上だからと言って、それに沿って出生率も必ず高い訳ではない。所得と出生率について、子どもの同居数がゼロ～三人の場合で詳しく見ると(図5)、同居子ども数がゼロ、二人の場合は、所得と出生率に因果関係があるかどうかは分からないが、同居子ども数が一人の時、夫の所得が「二〇〇～三〇〇万円未満」から「六〇〇～七〇〇万円未満」まででは、所得階級が上になっていくほど出生率は上がっていることが観察された。

図6は、図5の分析を非出生率について見たものである。図5の裏の意味になり、詳細を確認するために取り上げる。同居子ども数が一人の時の棒グラフ群(左から二番目のグラフ群)では、「六〇〇～七〇〇万円未満」から「二〇〇～三〇〇万円未満」へと、棒グラフを一本一本左へ移してみると、所得階級が下がるにつれ非出生率が上昇しており、この図では所得が低い階級になるほど出生率も高くないことを示している。同様に、右から二番目の棒グラフ群(同居子ども数二人)でも所得階級が「四〇〇～五〇〇万円未満」より低い所得階級になるにつれて、出生率は下がっている。

3節 床面積毎の出生率の分析

次に子どもを持つ場合、住居スペースが広いと、出産率が高くなっているのかどうかをみてみよう。図7は、同居子ども数ごとに、居住スペースが二五㎡未満、二五～五〇㎡、・・・、二〇〇㎡以上の階級において、さらに出産があったのかどうか、そのさらなる出産率を示した図である。

各棒グラフ群は、その時点での子ども無しの床面積階級ごとに出生率を表している。最左の棒グラフ群中の四番目の「五〇～七五㎡」から「七五～一〇〇㎡」～「二〇〇㎡以上」を見ると「七五～一〇〇㎡」を除き、居住スペースが広がるほど出生率は相対的にやや高い数値となっている。

同居子ども数一〜三人の順に棒グラフ群を見ていこう。

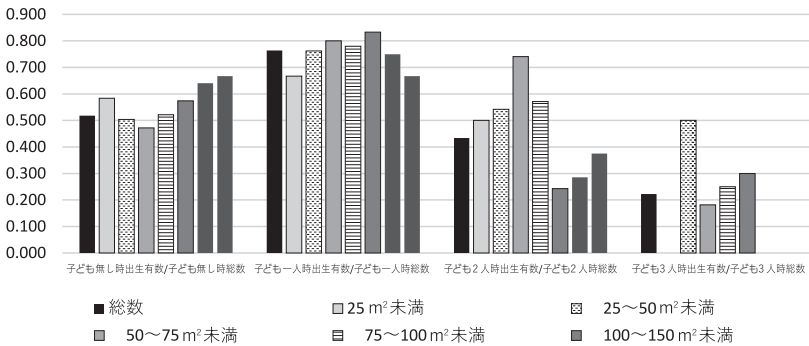
「同居子ども数が一人」の場合（左から二番目の棒グラフ群）では、「二五㎡以上」〜「一〇〇㎡〜一五〇㎡」の間でほぼ、居住スペースが広くなるほど、出生率も相対的にやや高い数値となっている。

「同居子ども数が二人」の場合（左から三番目の棒グラフ群）も、「二五㎡以上」〜「七五㎡〜一〇〇㎡」の間では、断トツに高い「五〇㎡〜七五㎡」を除いても、居住スペースが広くなるほど、出生率も相対的にやや高い数値となっている。

「同居子ども数が三人」の場合（左から四番目の棒グラフ群）も、「二五㎡〜五〇㎡」が断トツに高いが、「五〇㎡〜七五㎡」〜「一〇〇㎡〜一五〇㎡」の間で、居住スペースが広くなるほど、出生率も相対的にやや高い数値となっている。

以上の出生率を同居子ども数の観点から見ると、同居子ども数によつては、住居スペースが広くなれば、出生率は相対的に高くなっていることが分かる。また、もともと同居していた子ども数が多くなるほど、部屋の面積は狭い床面積階級「二五㎡未満」でよりは、広い床面積階級「五〇㎡〜七五㎡」以上で出生率が増加傾向にあること（当然と思われること）を改めて確認できた。

図7 同居子ども数毎、住居の床面積階級別出生率



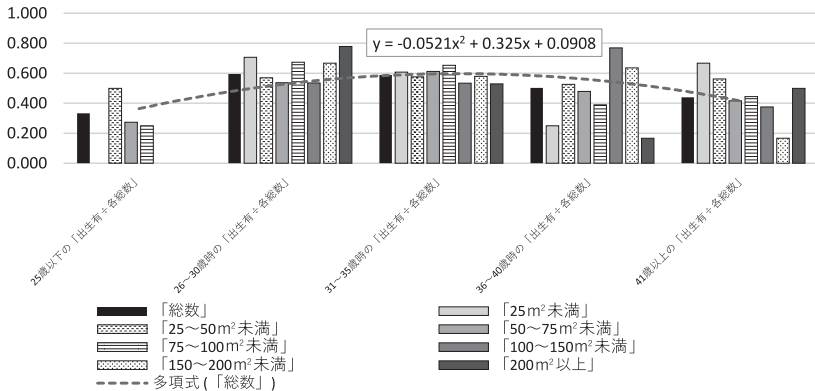
出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

ここでは、床面積が広がれば出生率が必ず上がるという相関関係を示すものではなく、そのようなケースは存在しうると考えたい。

図8は年齢階級別に床面積階級別出生率を图示したものである。床面積が広くなれば出生率は増加するかどうかを年齢階級別に検証した。その結果、年齢階級が上がるほど、同時に床面積が広くなるほど出生率が上がるかどうかは確定的ではない。各グラフ群の最左はその群の平均（出生数／各総数として）を表したものである。この各グラフ群の平均の推移を五群に渡って示したものが多項式のグラフ線である。この線グラフは、「二六～三〇歳群」から「四一歳以上群」への趨勢を多項式線で見ると弓なりの形状をしており、「三一歳～三五歳時」より右下がりになっている。すなわち、「二六～三〇歳時」「三一歳～三五歳時」では、部分的に床面積が広い場合、出生率がやや高くなっていることは認められるものの、三六歳以降は確認できないことを示している。

このことから、床面積が広い場合、「二六～三〇歳群」から「四一歳以上群」の間では、若い年齢階級に広い床面積物件の提供が望まれる。

図8 年齢階級別床面積階級別出生率



出所) 厚生労働省政策統括官(2020)をもとに筆者作成。

結論

以上をまとめると、結婚率は非正規社員より正規社員の方が高い。晩婚化が進んでいるものの、二一～二五歳までは高く二六～三〇歳、三一～三五歳と年齢が上がるにつれて結婚率は低くなっている。

出生率を、収入の面から見ると、所得が高い方が高いことが観測されたが、二六～三〇歳と三一～三五歳では所得が上がるにつれて相対的にやや高い水準となっている。これを同居子ども数別にみると、他の同居子ども数よりは、子どもが一人の時、夫の所得が「二〇〇～三〇〇万円」から「六〇〇～七〇〇万円」までは、所得階級が上になっていくほど出生率は上がっていることが分かる。出生率を床面積の観点から分析すると、住居スペースが広くなれば、出生率は相対的に高くなっていた。特に床面積階級「五〇㎡～七五㎡」以上で出生率が増加傾向にある。これを、同居子ども数毎から見ると、もともと同居していた子ども数が多くなるほど、部屋の面積は狭い床面積階級「二五㎡未満」でよりは、さらに広い床面積階級「五〇㎡～七五㎡」以上で出生率が増加傾向にあること(当然と思われること)を改めて確認できた。

従って、以下の可能性が示唆される。結婚は、より非正規社員への支援、結婚と出生の観点から、二六歳以上の年齢層で、特に子どもが一人の時、夫の所得が「二〇〇～三〇〇万円」から「六〇〇～七〇〇万円」までで、床面積階級「五〇㎡～七五㎡」以上の場合、支援に効果があることが示唆される。

謝辞

なお、この研究は、令和二年度助成・共同研究「子育てに伴う居住要望のアンケート調査」（平成国際大学の助成を受けたものです。ここに記して感謝の意を表します。
 （なお、本研究は予算上の都合上、アンケート調査ではなく厚生労働省の資料によって研究を進めたものである）

【参考文献】

- ・浅見泰司・石坂公一・大江守之・小山泰代・瀬川祥子・松本真澄（二〇〇〇）「少子化現象と住宅事情」特集『少子化と家族・労働政策その一』人口問題研究。
 - ・兼清弘之（二〇〇五）「少子化と総合政策」大淵寛・阿藤誠編著『人口学ライブラリー三 少子化の政策学』原書房、一三三―一三五頁。
 - ・厚生労働省政策統括官（二〇二〇）『第七回二二世紀成年者縦断調査（平成二四年成年者）（国民の生活に関する継続調査）（平成三〇年）』厚生労働統計協会。
 - ・佐々井司（二〇〇七）「自治体における少子化対策の効果と課題」駒村康平編『次世代のための家族政策の確立に向けて』社会経済生産性本部、一三―一九頁。
 - ・佐藤晴彦（二〇一八）『現代政策研究会』中央大学経済研究所年報 第五〇号 二九三―三四頁
 - ・佐藤晴彦（二〇一九）『中央大学経済研究所 人口・労働・社会保障研究会』中央大学経済研究所年報 第五一号
 - ・「地方への移住を後押ししてくれる、自治体の移住支援制度まとめ」
https://cip.zaigenkakuho.com/jiu_shien_zenkoku/
 - ・山口一男（二〇〇六）「夫婦関係満足度とワーク・ライフ・バランス：少子化対策の欠かせない視点」『REIT Discussion Paper Series, 06-1-054』一―三八頁。
 - ・横村久子（二〇一〇）「男女共同参画の都市（まち）づくり：女性の社会参画の変遷と住居、職場、都市構造のハードに関する都市の変化」現代社会研究
 - ・横村久子（二〇一四）「子育てと女性の就労を支える住宅・地域に必要な条件と評価指標に関する研究」ブラウザ／紀要論文（Bulletin Paper）京都女子大学
- <http://repo.kyoto-wu.ac.jp/dspace/bitstream/1173/1569/1/0160_027_007.pdf>

・増井英紀（二〇一六）「欧州各国における低所得者政策とわが国への示唆（住宅手当及び高齢期の所得保障）」法政理論第四九巻
第一号

<http://space.h.nigata-u.ac.jp/dspace/bitstream/10191/44532/1/49>

・所道彦（二〇〇七）「少子化対策の展開と子育て支援の住まご・まちづくり」『都市住宅学 五六 winter 51』
・定行まり子（二〇一八）「日本の少子社会における子ども・子育て世帯の現状―住居学の視点から―」特集『都市住宅学 一〇〇号のあゆみ』都市住宅学一〇〇号

【データ資料】

対象及び客体は、平成二四年一〇月末時点で二〇～二九歳であった全国の男女を対象とし、そのうち、第五回又は第六回調査において協力が得られた者を対象とした。調査は毎年一回行われ、男性、女性について行ったもので、共に、仕事の有無、就業形態、配偶者の有無、結婚意欲、家庭観、子ども数を、さらに女性については、結婚後の就業継続意欲、仕事と子育ての両立支援制度の状況を調査項目として進めたものである。

調査方法は厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する方式により行ったもので、第五回からはインターネットによるオンライン回答も可能にした、ものを利用した。

本研究では、厚生労働省政策統括官(二〇二〇)の中で、第二二表、夫婦数(夫の年齢階級、住所の床面積階級、子ども数、この五年間の出生の状況)、第二三表、夫婦数(妻の職場の仕事と子育ての両立のための制度などの状況、妻の正規・非正規、子ども数、この六年間の出生の状況別)、第二四表、夫婦数(妻の年齢階級、妻・夫の所得額階級、子ども数、この六年間の出生の状況別)、第三七表、第一回独身者数(性、この六年間の結婚の状況、年齢階級、就業状況の変化《再掲》正規・非正規別)を利用した。

付表1 調査客体数、回収客体数、集計客体数の結果表

	調査客体数	回収客体数	集計客体数
男性票	5,599	4,133	2,916
(再掲)	268	210	140
女性票	7,129	5,622	3,984
(再掲)	107	89	60
計	12,728	9,755	6,900

出所) 厚生労働省政策統括官(2020)13頁引用。

付表2 調査客体数と回収客体数

	対象者の年齢	調査客体数	回収客体数	回収率
第1回	20～29歳	38,879	31,122	80.0%
第2回	21～30歳	33,835	18,979	56.1%
第3回	22～31歳	30,741	15,326	49.9%
第4回	23～32歳	20,082	14,300	71.2%
第5回	24～33歳	16,731	11,879	71.0%
第6回	25～34歳	14,600	10,230	70.1%

出所) 厚生労働省政策統括官(2020)13頁引用。

【注】

- (1) 佐藤(二〇一八、二〇一九)では、出産意図が①夫婦が共有する時間、②親・保護者の存在、③家計収入、④夫婦の為・子育ての為のスペース、⑤結婚の価値観、⑥夫婦関係、⑦子どもを持つことの価値観、⑧心理的負担(以下、出産意図八要因とする)によってなされる、という観点から研究してきた(佐藤、二〇一八、二〇一九)。
 - (2) 二〇一四年には子育て割といった家賃を最大二〇%まで減額する制度が行われた(定行、二〇一八)。
 - (3) 二つに分けた問題の内、一番目の、子育て支援策はフローが中心で、ストック(住宅)提供支援は取り扱いが小さいことについては、「子どもを持った場合に、住むところが確保できるのか」という独身者や夫婦の懸念に対して答えるメッセージを汲み取ることとはできない。先の「子ども子育て・応援プラン」の中でも、目指すべき社会の姿として、「住宅の保障」という点は示されておらず、あくまで住の問題はこれままでどおり自己責任であることが示されている。つまりは、住まいに関する最終的なセーフティネットの形が不明確なまま少子化対策が展開されていると言える。
- 二番目の「多様化する子育て層」への認識が不十分だったという点については、近年の「新しい少子化対策」の柱として、「働き方の改革」が位置づけられ、ワーク・ライフ・バランスの実現などが強調されている。ここでは、少なくとも片方がフルタイムの共働き世帯が念頭に置かれるようなケースが多いが、一方で、これらメインの労働市場から排除されている層や特定の家族モデルに当てはまらない世帯への対応は限定的である。たとえば、ニートやフリーターの労働市場から排除されている層や特層の「就労支援」として「キャリア教育」や「職業訓練」、「就労支援にむけた相談窓口の強化」などが少子化対策のメニューとして挙げられているが、彼らを取り巻く労働市場の状況にも注意する必要があるだろう。ニートやフリーターを脱した若者は、その就労を通じて経済的に自立し、結婚し、子どもを持ち、そして「住宅」所有は可能なのか、フリーター同士が結婚した場合はどうか、といった点が問われている。たとえば、「労働市場参加」や「常用雇用化」が進展したとしても、「生活できるだけの収入が得られるかどうか」を問わない「就労支援策」の実効性には疑問符をつけざるを得ない。そもそも、非正規雇用が拡大する雇用環境がなぜ生み出されているのか、賃金の水準はどうかといった点について正面から検討し対策を考えるべきであろう。若年層の収入の水準は、将来の住宅市場にとっても大きな意味を持つ、という。
- (4) (出所)「地方への移住を後押ししてくれる。自治体の移住支援制度まとめ」https://clip.zaienkakuho.com/jin_shen_zenkoku/
 - (5) 社会保障の一環として支援
- なお、ヨーロッパでは、住宅政策を社会保障に広義の意味で入れている。すなわちわが国では社会保障の対象を、広義では捉えず狭義で捉えている。そのため、住宅の保障を社会保障に含む重要項目とはしていない。ヨーロッパでは広義で社会保障

を捉えており、住宅をも保障している。低所得者層ならびに無職や失業者にも厚く保障されている。

増井(二〇一六)によつて、わが国とヨーロッパの住宅政策を比較すると、まず、住宅政策は住宅政策物件そのものの提供(住宅給付)と住宅手当(家賃補助)に分かれる。後者の住宅手当はいずれの国においても行われている(所得制限あり)。ヨーロッパでは、所得が少なく住居費が多いほど、世帯の人数が多いほど、支給額が大きい。ドイツとスウェーデンでは住宅手当と別建てで前者の住宅給付を提供している。わが国では、所得、家賃に応じて決定される額が給付され、住宅給付・家賃補助ともに対象者が大きく限定されている。

世帯の対象人数、住宅給付の比較から、住宅政策はヨーロッパでは少子化対策に役立つているもののわが国では必ずしも効果的でないと言えそうである。そのため、この件に関して研究する余地がある。